



# クリニックニュース

発行：MMPG医療・福祉・介護経営研究所 診療所経営研究室

発行者：株式会社ユアーズブレイン 広島市国泰寺町1-3-29MR Rデルタビル3F TEL:082-243-7331

## 次期改定、診療所の報酬単価等を引き下げマイナス改定を提案

《財務省、財政制度等審議会・財政制度分科会》

財務省は11月1日、「社会保障」をテーマとした財政制度等審議会・財政制度分科会を開催した。2024年度予算編成における課題として、▼全世代型社会保障制度の構築、▼今後3年間(変革期間)に対応する3報酬改定(医療・介護・障害)——を挙げた。報酬改定においては、▼医療介護の保険料率について、雇用者報酬と伸びを同水準にすることを通じ、その上昇傾向に歯止めをかける、▼担い手確保等の課題に対応しつつ、メリハリをつけた改定を行い、医療介護の保険料率の上昇を最大限抑制し、子育て世帯等現役世代の手取り所得を確保——といった政府の具体策を示した。「メリハリをつけた報酬改定」のためには、▼診療所・調剤など、各々の経営環境に応じた改定率の設定、▼保有資産も含む経営状況を勘案した対応、▼創薬支援強化と長期収載品等の自己負担の在り方の見直し——を提案。その上で、診療報酬改定は、診療報酬本体、薬価など、保険償還の対象となるサービスの価格について、国民負担を軽減する観点から、出来る限り効率的に提供するように、診療報酬の合理化・適正化等を進めていく必要がある、2024年度改定においては、診療所の極めて良好な経営状況等を踏まえ、診療所の報酬単価を引き下げること等により、現場従事者の処遇改善等の課題に対応しつつ診療報酬本体をマイナス改定とすることが適当との見解を示した。

財務省は、▼過去20年間、医科診療所(入院外)における1受診当たりの医療費は、物価上昇率が低迷する中であっても、ほぼ一貫して増加、▼特に、2019年度から2022年度にかけては+4.3%/年と、近年増加傾向にある物価上昇率(+1.02%/年)を大幅に超えた水準で急増(受診していない者も含めた国民1人当たりの医療費は+3.8%/年の増加)——と指摘した。財務局を活用した機動的調査(各都道府県等が公表している事業報告書等を基に、2020事業年度から2022事業年度の医療法人の経営状況等を調査したもの(全都道府県及び一部の政令市等のうちデータ入手の困難性から調査困難と判断した自治体を除き、3事業年度分のデータが全て揃う法人について集計)。38都道府県から2023年9月中旬までに入手した21,939法人を対象)において、直近3年間の医療法人の事業報告書等を収集し財務省において集計したところ、▼診療所の収益(機動的調査で集計した許可病床数0床の医療法人(18,207法人)の平均値)は、過去2年間で12%増加する一方、費用は6.5%増加し、経常利益率は3.0%から8.8%へと急増、▼この間、利益剰余金は約2割増加(看護師等の現場従事者の+3%の賃上げに必要な経費の約14年分に相当)——と確認したと主張。さらに、過去の「医療経済実態調査」にて、診療所の収益率は、病院よりも一貫して高い傾向にあったが、直近3年間の医療法人の事業報告書等を集計した財務省の機動的調査においても、診療所の収益率は病院より高いことを確認し、直近2年間の診療所の平均的な収益率は極めて高水準にある点や利益剰余金が積み上がっていることを踏まえ、診療所の報酬単価を引下げ、保険料負担減・窓口負担軽減につなげる必要があると示した。

また財務省は、総患者数が微減傾向にあるなか、診療所数は一貫して増加していると指摘。そのようななか、地域間の偏在の問題は解消されておらず、医師偏在対策として、開業医から病院勤務医へシフトすることで、医師偏在は相当改善される旨の指摘もあると言及し、▼診療所の報酬単価の引下げのほか、診療行為のコストによりきめ細かく対応する観点から地域別の報酬体系を検討する必要がある、▼診療所不足地域と診療所過剰地域で異なる1点当

たり単価を設定し、報酬面からも診療所過剰地域から診療所不足地域への医療資源のシフトを促すことを検討する必要がある——と提案した。

●経営情報の見える化

全世代型社会保障制度の構築において、支え手減少下での人材確保のための方策として位置づけられた「経営情報の見える化」について、財務省は、費用配分の見える化は、EBPM推進や事業者の収入増を現場の従事者の賃上げに確実につなげていく観点から、抜本的に強化する必要があるとし、機動的調査で行ったような医療法人の事業報告書等に基づく経営状況の分析・開示、医療法人の職種別給与・人数の把握、医療法人立以外の法人の経営状況の見える化を進めていく必要があると提言した。今後の対応として、▼医療機関の経営状況の分析が容易に行えるよう、全都道府県において医療法人の事業報告書等のオンラインでの閲覧が可能となるよう要請することの検討、▼任意提出とされる職員の職種別の給与・人数の報告について、診療報酬上の加算取得の要件とすることの検討、▼医療法人立以外の法人に対する対応（開業の実態調査及び結果の公表の実施、医療法人と同様の事業報告書等の提出・公表義務を課すことの検討）——を提案した。

**現下の雇用情勢を踏まえた人材確保等の推進、重点課題に**

《厚生労働省、2024年度診療報酬改定情報》

厚生労働省は11月1日、社会保障審議会医療部会を開催し、2024年度診療報酬改定の基本方針策定に向けた議論を開始した。次期改定に向けた基本認識として、▼物価高騰・賃金上昇、経営の状況、人材確保の必要性、患者負担・保険料負担の影響を踏まえた対応、▼全世代型社会保障の実現や医療・介護・障害福祉サービスの連携強化、新興感染症等への対応など医療を取り巻く課題への対応、▼医療DXやイノベーションの推進等による質の高い医療の実現、▼社会保障制度の安定性・持続可能性の確保、経済・財政との調和——が示された。また、改定の基本的視点について、1. 現下の雇用情勢を踏まえた人材確保・働き方改革等の推進【重点課題】、2. ポスト2025を見据えた地域包括ケアシステムの深化・推進や医療DXを含めた医療機能の分化・強化、連携の推進、3. 安心・安全で質の高い医療の推進、4. 効率化・適正化を通じた医療保険制度の安定性・持続可能性の向上——の4つを提案した。

視点1「現下の雇用情勢を踏まえた人材確保・働き方改革等の推進」では、▼2023年の春闘などを通じて賃上げが行われているものの、医療分野では賃上げが他の産業に追いついていない状況にある。そうした中で、医療分野における人材確保の状況は、目下のところ、高齢化等による医療需要増加の一方、有効求人倍率が全職種平均の2~3倍程度の水準で高止まるとともに、入職率から離職率を差し引いた医療分野の入職超倍率は0%に落ち込むなど悪化している状況であり、また、長期的にも、人口構造の変化により生産年齢人口の減少に伴った支え手不足が見込まれる、▼必要な処遇改善等を通じて、医療現場を支えている医療従事者の人材確保のための取組を進めることが急務である。その際、特に医師、歯科医師、薬剤師及び看護師以外の医療従事者の賃金の平均は全産業平均を下回っており、また、このうち看護補助者については介護職員の平均よりも下回っていることに留意した対応が必要、▼医師等の働き方改革を進め、健康に働き続けることのできる環境を整備することは、患者・国民に対して提供される医療の質・安全を確保すると同時に、持続可能な医療提供体制を維持していく上で重要。診療報酬においてはこれまで、タスク・シェアリング/タスク・シフティングやチーム医療の推進等、医療従事者の高い専門性の発揮と医療機関における勤務環境改善に資する取組を評価してきたところであり、2024年4月から、医師についての時間外労働の上限規制が適用される予定であるが、同規制の適用以後も、引き続き、総合的な医療提供体制改革の進展の状況、医療の安全や地域医療の確保、患者や保険者の視点等を踏まえながら、診療報酬がより実効性のある対応となるよう検討する必要がある——と方向性を示した。